

一般社団法人化を契機とした (社)信州・長野県観光協会の使命の転換

観光部・県観光協会

(社)信州・長野県観光協会の概要

1 沿革

昭和35年12月14日	社団法人 長野県観光開発公社 設立
昭和44年12月10日	社団法人 長野県観光連盟 設立
平成13年 4月 1日	社団法人 長野県観光協会 発足 [(社)長野県観光開発公社と(社)長野県観光連盟とを統合]
平成16年 8月12日	社団法人 信州・長野県観光協会 に名称変更

2 目的(組織目標)

観光関連産業の振興を図り、もって地域経済の活性化及び地域文化の向上に資することを目的とする。

3 会員数

(H24.7.1現在)

県	市町村	民間団体等	計
1	77	71	149

4 事務局職員数

(H24.7.1現在)

常勤役員	プロパー	県派遣	民間から出向	嘱託員	臨時職員	計
1	11	5	4	10	2	33

5 主な事業内容

東京・名古屋・大阪の県外観光情報センター職員を含む。

【観光振興事業】

県の負担金事業(県と連携したプロモーション、海外からの誘客促進等)

県からの受託事業(県外観光情報センターの運営、県公式観光サイトの管理運営)

協会独自の事業(物産販売、信州スノーキッズ倶楽部等)

会費を財源とする事業(会員と連携した誘客宣伝事業、ガイドブックの制作等)

【施設事業】

市町村の要請に基づく観光施設整備、別荘地の販売、温泉施設の管理運営

6 決算状況

(単位:百万円)

区分/年度		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
観光振興事業	収入	166	292	284	330	370	260	255	262	261	212
	費用	195	336	321	306	420	284	297	306	309	255
	収支差	29	44	37	24	50	24	42	44	48	43
施設事業	収入	169	161	258	125	113	97	74	63	70	70
	費用	122	104	213	418	96	86	62	55	53	78
	収支差	47	57	45	293	17	11	12	8	17	8
国民宿舎事業	収入	148	148	152	445						
	費用	150	152	158	509	(国民宿舎事業廃止)					
	収支差	2	4	6	64						
全体	収入	483	601	694	900	483	356	329	325	331	282
	費用	467	592	692	1,233	516	369	359	361	362	333
	収支差	16	9	2	333	33	13	30	36	31	51
期末正味資産		2,164	2,173	2,175	1,842	1,809	1,796	1,766	1,730	1,699	1,648

7年連続して「赤字」決算

7 公益法人制度改革への対応

平成25年度からの『一般社団法人(非営利型)』移行を目指す。

平成23年3月29日開催の総会で議決

本来は、『公益社団法人』への移行が望ましい。

協会の目的(組織目標)は、地域経済の活性化及び地域文化の向上
長野県全体の観光振興を図るための公益目的事業の実施が主目的

公益法人移行後に認定基準をクリアできない場合、公益
認定が取り消され、1ヶ月以内に他の類似目的の法人等
に残余財産を譲渡しなければならないリスクあり。

公益認定基準(下記・)を継続的に満たすことが難しい。

公益目的事業に係る費用が法人全体に係る費用の50%
以上

・将来、県との連携事業など公益目的事業が縮小したり、収益事
業の規模が大きくなった場合に、基準をクリアできなくなる恐れ
あり。

遊休財産が1年間の公益目的事業費相当額を超えない
こと

・市町村に貸し付けている観光施設建設費の年賦金(長期返
済金)が将来、使途目的のない預金(遊休財産)となるため、
基準をクリアできなくなる恐れあり。

『一般社団法人』移行後も公益目的支出計画に基づき不特定多数の者の利益の増進に寄与する「公益事業」
の実施が義務付けられるため、協会の組織目標にも合致し、県や市町村、観光事業者等の会員からの要請に
も応えられる。(平成23年度末正味財産約16億円を、公益事業の実施により40年かけて消費)

『一般社団法人』への移行を選択

協会本来の民間感覚を活かした柔軟な事業展開に加え、法人として維持・運営できるよう必要な財源を確保
するための新たな自主事業や収益事業の拡大など、より自由度の高い業務運営と事業展開が可能

一般社団法人化を契機とした (社)信州・長野県観光協会の使命の転換

これまでの観光協会は…

「観光立県長野」再興計画(H20.2) ~適切な役割分担のもと互いに協働~
[県] 総合調整、人材育成や国際観光など全県的な事業、県境を越えた広域観光
[協会] 旅行商品の造成、販売など営利に結び付く誘客宣伝活動、民間感覚を活かした柔軟でスピーディな事業展開
民間だからこそできる事業の不足
会員ニーズである「経済効果」につながる事業の展開が不足

H25.4~
一般社団法人化

県との役割分担が
必ずしも明確でない

会員ニーズに十分に
応えられていない

観光協会は、次の4点について転換を図る。平成23年3月29日開催の総会で議決

【大前提】 観光振興を経済活動と認識

長野県の観光振興ランドデザインと整合を図る。

総論から各論へ

総花的でなく、個別具体的な事業を展開

全県主義から地域主義へ

全県一律から、地域ごとの特性を活かした取組支援へ

実態消費活動に寄与

観光商品の企画・造成・販売を通じて「経済効果」を追求する組織へ

官から公へ

行政の補完ではなく、公益を主体的に担う組織へ

長野県は…

幅広い主体の総合調整、全県的な事業展開、県境を越えた広域観光の推進、観光分野でのブランディングに注力しつつ、「オール長野県」での観光振興を牽引。

観光協会の「自立的な運営」に関する2つのポイント

観光協会の自助努力・自己改革による効率化

経費削減

給与を含めた賃金体系の見直し
組織や事業の規模に見合った効率的な人員配置
収益事業への人員シフト等

自主財源の確保

「収益事業」の拡充
WEBを活用した宿泊予約、物産販売
着地型商品の企画・造成・販売

人材育成

人材育成方針(計画)の策定
< 現有プロパー職員のスキルアップ >
資格免許の取得の促進、各種研修への参加
< 外部能力の注入・活用 >
専門的知識を有する人材の採用 (WEB、商品造成)、会員である観光事業者からの職員派遣
人事評価制度の導入

県負担金事業のあり方(人件費の負担)

- 観光協会の人件費の削減や組織の見直し、収益事業の実施等の自助努力・自己改革を前提に、県負担金事業に係る人件費分の負担のあり方について、次の3通りについて今後検討する。

負担金事業に人件費を盛り込み、委託事業として実施
負担金事業の人件費相当額を「事業執行に伴う人件費補助」として別途補助
現行どおり、事業費を県が負担し、人件費は協会が負担